○呉市上下水道事業経営審議会規程

平成25年４月１日上下水道局規程第10号

改正

令和６年３月25日上下水道局規程第２号

呉市上下水道事業経営審議会規程

（目的）

第１条　この規程は，呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年呉市条例第50号）第４条第３項に規定する呉市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の組織その他必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　審議会は，管理者の諮問に応じ，上下水道事業の経営に関する重要な事項について調査及び審議する。

（組織）

第３条　審議会は，10人以内の委員をもって組織する。

（委員）

第４条　委員は，次の各号に掲げる者の内から管理者が委嘱する。

（１）　市議会の議員

（２）　学識経験を有する者

（３）　関係団体で推薦する水道使用者

２　委員の任期は，２年とする。ただし，後任者が就任するまで在任するものとする。

３　補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

４　委員の再任は，妨げない。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置き，委員の互選によって定める。

２　会長は，会務を総理し，審議会を代表する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は，必要に応じて会長が招集し，その議長となる。

２　審議会は，委員の２分の１以上が出席しなければ開くことができない。

３　審議会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

４　委員の任期満了後最初に行われる審議会の会議については，第１項の規定にかかわらず，管理者が招集する。

（報酬）

第７条　委員に対しては，呉市報酬及び費用弁償条例（昭和22年呉市条例第42号）第２条第27号に規定する額を勤務の都度支給する。

２　委員が国又は地方公共団体から給料又はこれに準ずる手当を受けているときは，報酬はこれを辞退することができる。

（費用弁償）

第８条　委員が公務のため旅行したときは，その費用を弁償する。

２　前項に規定する費用弁償の額及び支給については，呉市上下水道局旅費規程（平成25年呉市上下水道局規程第９号）の規定を準用する。

（庶務）

第９条　審議会の庶務は，経営企画課で処理する。

（運営に関する細目）

第10条　この規程に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な細目は，審議会が定める。

付　則

この規程は，平成25年４月１日から施行する。

付　則（令和６年３月25日上下水道局規程第２号）

この規程は，公布の日から施行する。（後略）